

平成30年3月9日

# 市議会定例会追加議案

( 別 紙 )

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員定数条例（昭和29年鈴鹿市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
別表議会の事務部局の職員の項中「10人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鈴鹿市職員定数条例の一部改正について

鈴鹿市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

事務局機能の強化を図ることを目的とした議会の事務部局の職員の増員に伴い、職員の定数を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。